

こんな時は運転適性相談・受験相談を行ってきて下さい！ (自動車学校に入校する前に相談してきて下さい)

駒ヶ根自動車学校 | Tel. 0265-82-3828 | Fax. 0265-82-6161

適性相談

☆ 運転免許が取得できない場合があります。

運転免許を取得しようとする方が、運転免許試験(指定自動車教習所の卒業証明書を所持している方は技能試験のみ免除)に合格しても、一定の病気または身体に障がい等があり、そのことにより自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある場合には、道路交通の安全確保の観点から、運転免許が取得できない場合があります。

☆ 一定の病気等とは？(警察庁ウェブサイトより引用 https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/list2.html)

「一定の病気等」とは、自動車等の安全な運転に支障をおよぼすおそれのある病気、またはアルコール・麻薬等の中毒によるもので、運転免許の拒否または取消事由となるものです。

【一定の病気等の例】統合失調症、そううつ病、その他の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、重度の眠気症状を呈する睡眠障害、認知症、脳卒中、アルコール中毒、薬物中毒、その他運転に支障のあるもの

☆ 運転免許試験時、更新時には症状を聞かれます。

試験場では運転免許試験時に、次のような申請書の項目について、記載することとなります。

- 病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、または原因は明らかではないが意識を失ったことがある。
- 病気を原因として発作的に身体の一部または全部が思い通りに動かせなくなったことがある。
- 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある。
- 飲酒を繰り返し絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
- 病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず飲酒したことが3回以上ある。
- 病気を理由として医師から免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている。

この項目に該当する方や自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、その症状について、具体的に聞かれます。虚偽の申告をすると処罰を受けることがあります。

☆ 運転適性相談窓口への相談をお勧めします。

各都道府県の運転免許試験場(免許センター)では運転適性相談窓口を開設して、上記のような症状がある場合を含めて、運転免許の取得について相談を行っております。運転免許の教習申し込みにあたり上記症状等に該当する場合は、自動車学校へ入校する前に、住所地の運転適性相談窓口で事前の相談をお受けください。

注: 身体に障がいのある方で適性相談において「免許取得可」との回答があった場合でも、教習車両等の関係で当校では教習ができない場合があります。必ず入校前に連絡をお願いします。

受験相談など

交通違反(無免許運転等)・免許の取消・効力の失効経歴がある方、および免許の停止処分中の方は、事前に住所地の都道府県公安委員会(最寄の警察署等)に「免許取得が可能かどうか」また「運転免許経歴証明書が必要かどうか」の受験相談をしてきてください。

免許証(原付免許含む)を取得している方は、有効期限が切れていないか確認して持参してください。

また、免許証が有効期間内で紛失してしまった方は、必ず再発行を受けて持参してください。

ご注意ください

教習開始後に上記への該当が発覚した場合、教習を中断して住所地の運転免許センターで【運転適性相談】または【受験相談】を受けていただく場合がございます。なお、この場合の交通費の支給はございません。さらに、【運転適性相談】や【受験相談】の結果によっては教習の継続ができない場合がございます。この場合でも、すでに実施した教習・検定・宿泊等に掛かった実費は返却致しかねますので、あらかじめご了承ください。